

## 埼玉県山梨県新潟県での現地研修記

|       |                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 大阪市立大学同和問題研究会<br>公開日: 2024-09-09<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 山名, 伸作<br>メールアドレス:<br>所属: 阪南大学 |
| URL   | <a href="https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2019105">https://ocu-omu.repo.nii.ac.jp/records/2019105</a>                |

|                    |                                            |
|--------------------|--------------------------------------------|
| <b>Title</b>       | 埼玉県山梨県新潟県での現地研修記                           |
| <b>Author</b>      | 山名, 伸作                                     |
| <b>Citation</b>    | 同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 13 巻, p.157-188. |
| <b>Issue Date</b>  | 1990-03                                    |
| <b>ISSN</b>        | 0386-0973                                  |
| <b>Textversion</b> | Publisher                                  |
| <b>Publisher</b>   | 大阪市立大学同和問題研究会                              |

# 埼玉県, 山梨県, 新潟県での現地研修記

山 名 伸 作

はじめに

## 1. 埼玉県の場合

- (1) 埼玉県庁にて
- (2) 熊谷市上中条地区にて
- (3) 南河原村にて
- (4) 神川町、児玉町にて

## 2. 山梨県の場合

- (1) 須玉町、明野村にて
- (2) 一宮町、勝沼町にて
- (3) 都留市にて
- (4) 山梨県庁にて

## 3. 新潟県の場合

- (1) 新発田市にて
- (2) 神林村にて
- (3) 村上市ほかにて
- (4) 新潟県庁にて

はじめに

大阪市立大学同和問題研究室は年に2回、大阪以外の地におもむいて現地研修を行っている。その内容は本紀要の各号に報告しているように、今日の部落問題の実状を現地において直接に学ぶためである。同和対策事業は大きな成果を挙げたとし、残事業のみをあと何年ですませればよいとする政府の方針ははたして現実に即してのことであろうか。この地方には同和地区は存在しないとか、差別問題はないとする行政の主張もほんとうにそうなのだろうか。寝た子

を起こすかと耐えているのではないか。他方そのような地方でも、運動体が行政を動かし環境改善を大巾に実現し、経済的にも自立、発展している同和地区も多数ある。われわれはこうした諸問題をそれぞれの地区での現地研修で学ぼうとしているのである。

以下の報告は現地で頂いた資料と私のメモによるものであり、理解の不十分、誤解も多いと思われるが御寛容をお願いしたい。

## 1. 埼玉県の場合

埼玉県での現地研修は1988年（昭和63年）7月21日から7月23日の3日間であった。参加者は村越末男（同和問題研究室）、岡本人志（商学部）、佐々木信彰（経済学部）、玉井金五（経済学部）、伊藤昌司（法学部）、桂正孝（文学部）、三輪嘉男（工学部）、宮本弘（事務局）、佐圓公生（事務局）と山名伸作（商学部）の10名であった。

### (1) 埼玉県庁にて

7月21日の朝大阪を出たわれわれは、東京駅で京浜東北線に乗りかえ浦和で降りて県庁に行く。

午後3時から同対課長や教育委員会の担当者から全般的説明をしていただく。埼玉県下には92市町村があるが、同和地区は1979年調査で40市町村に284あり、地区総世帯数32,734、人口は122,077人、このうち同和関係は8700世帯、39,245人で混住率は31.8%である。したがって同和関係だけでは平均の大きさは30.6世帯、138.2人となり全国平均の約2分の1である。地区の分布は熊谷、本庄を中心とする県北部に多く、そこでは兼業を含む農村型である。県南部にも部落は存在しているが都市化の波が押し寄せてきていて混住化がすすんでいる。市大側の三輪さんが1985年総務庁調査では281地区とあり、県のいう284地区とちがう。また1935年調査では300地区とある。これらのちがいはどうしてなのかと聞くと、県側は、県は運動団体と協議して地区指定したのであって、現在未指定地区はないという。

同和地区の水準を示す指標としての生活保護率は、1985年の全国平均が9.1%であるのに対して埼玉県は1975年で1.2%である。非課税世帯率でみても

全国平均が21.8％であるのに埼玉県は4.8％と低い。ただし県の数値は指定同和地区全体のそれであって、同和関係だけの数値は不明である。

高校進学率格差はとみると、1979年が1.6％と最小であり、その後は年次変動があり、1986年度は5.33％、87年度は3.64％である。同和地区の87年度進学率は89.6％と9割であるが、大学進学率となると分らない。奨学金を貸与されている数を見ると大学生は、1987年が58人、88年が40人である。多分大学進学率ではかなりの差があるのであろう。とくに奨学金が給付制から貸与制に変わった影響は、87年に比べて88年の奨学生（大学生）の減少にはっきりとでてきている。

県の同対事業費は88年度で約43億円であり、そのうち87.0％は産業、職業対策費、6.8％が教育対策費、2.6％が啓発対策費、1.7％が環境改善対策費、1.9％が福祉・保健対策費である。部局別では農林部が46.4％、商工部が40.2％であり、住宅都市部は1.3％と少ない。このように農林関係が多く、園芸施設の発展などに重点をおいている。

埼玉県の解放運動の特色は運動団体が分裂していて6団体もあることである。県として交渉団体としているのは、解放同盟、全解連、それに同和会など3団体で構成している連絡協議会である。

差別問題については、落書とか子どもの発言問題はあるが結婚問題でのそれは聞いていないと県の人はいふ。県が1983年に実施した意識問題の『調査結果報告書』をみると、「同和地区外」住民の調査（「B調査」）では、結婚に関して「明らかな差別がある」と答えたのが11.5％、「どちらかといえばある」と答えたのが40.1％、両者を合計すると過半数の人が差別ありとしている。これに対して「同和地区」住民のほう（「A調査」）は、同じ質問に「明らかに差別がある」と答えたのが69.0％、「どちらかといえばある」が21.7％、両者の合計では90.7％が結婚差別が存在しているとしているのである。結婚問題での差別はないとする県の言分は実態調査の結果とくいちがっている。同様のことは就職差別についても「B調査」では「不利益あり」が23.3％、「A調査」では52.2％までが「不利益あり」と回答している。差別が解消されているとはいえないことは明らかである。

それでは今後の展望はどうか。「A調査」で、同対法、地対法を「知っている」が89.0%と高く、同和問題の解決に対する態度に関しては、「A調査」では79.1%までが「市民の1人として努力する」と答えていて積極的である。同和問題の解決策として3つ以内の項目を選ぶ質問では、一番多いのが「十分な教育」の18.3%、次いで「収入の安定・向上」の17.2%、3番目が「自立派な人間になる努力」が16.3%である。「行政や地区外への働きかけ」も15.8%と4番目に多いが、上位2つのように、教育を受けられなかったこと、生活が安定していないことという差別の状況を反映している。

しかし「同和問題解決策」での「B調査」では少しちがっている。地区外の人からみれば「自然になくなる」15.2%、「分散して住む」11.6%、「地区の人が立派な人間になるよう努力」11.2%が3番目である。これをどうみるか。「B調査」では「同和問題の解決に対する態度」で「よく考えていない」が30.8%、「なりゆきにまかせる」が13.2%あることと関連させて考える必要があろう。

## (2) 熊谷市上中条地区にて

7月22日の朝9時に熊谷市中心部の宿舎を出たわれわれは、市街地を北西に抜けて広い水田地帯を走り、幹線道路ぞいにある白い2階建の新しい建物に入る。熊谷解放センターである。早速県連書記次長の町田さんから話を聞く。この人の語り口はみごとで、聞く者を笑わせながら実に的確に問題を説明してよどみがない。

建物は2年まえに大宮から移ってきた。県連が大宮にあったときは県から補助金がでていたがいまはない。他団体は補助金が無くなればつぶれるだろうが解放同盟は大丈夫、財政も同盟員の会費の上に立っているので心配ない。埼玉県下の部落では、何らかの運動団体に所属している人口が約7割で、そのまた7割、つまり部落人口の50%を解放同盟が組織している。現在の同盟員数は3,800人、県下に97支部ある。

運動団体の問題の1つに知事選とのからみがある。畑知事は5選したが、51年の2選目のとき共産党のクレームで窓口一本化をやめた。知事は県議会内の勢力分野もあり共産党のことを聞かねばならず、解同としても畑知事に反

対はできない。それに東京に隣接しているので政府の圧力がじかにかかってくるのである。埼玉の情勢は複雑なようである。

解放同盟県連としていま力を入れているのは部落の家庭内同和教育である。部落の親が子どもに話せないようでは解放運動は発展しない。現在運動しているなかでは40才ごろの年代が抜けている。これからは若い人を養成したいと町田さんはいわれる。

さて解放センターを出てわれわれを乗せたマイクロバスは上中条第三集会所へ向かう。関西に住んでいる者からみると関東は広い。7月22日は、くもり空であったこともあるが、見渡すかぎり緑一色の田んぼと樺の大木のそびえる屋敷林が展開する風景はゆったりと豊かな印象を与える。

その水田地帯に突如として赤、白、茶色…の積み重なったものが、あの家のまえにも、向こうの方の家のまえにも見えてくる。一瞬びっくりする。近づいてみるとそれはおびたしい中古バイクの群れと部品の山である。さきほど解放センターで町田さんから聞いていたのであるが、それでも現場へ来てみるとバイクの数のあまりの多さに驚かされてしまう。

集会所で、この地の歴史を支部長の吉野さんからうかがう。戦前は一帯が湿地帯で、部落は約40戸でみんな五郎兵衛大尽から3～5反を借りた小作だった。しかしそれだけでは食えないので行商をしていた。五郎兵衛大尽というのは40haの水田を持っていた部落内の大きな地主だった人のことである。

戦後は農地改革で自作農になったが、それよりも1970年頃からは、自動車解体業から中古バイクの収集、輸出の専門業者の地区へと発展し、いまではタイなど東南アジアからバイヤーがここへ来て常駐しているとのことである。見学させて頂いた大手業者（吉野文男商店）では、常時3,000台のバイクが北海道から九州にいたる全国から集められ、整備され、輸出されている。

もちろん、すべてが順調ではない。輸出ブームの時期は過ぎたし、スクラップ、廃油、タイヤの処理には困っている。同行の三輪さん（大阪市大）が、京都府八幡市では市がタイヤ焼却センターを建設したことをいうと、「埼玉県は調査はしたが何の施策もしていない」とのこと。それに今後は、「スクラップは駄目で、むしろハウス園芸を発展させるほうがよい」との話もあった。

### (3) 南河原村にて

昼食は利根川の堤防のそばでとる。阪東太郎はさすがに大河である。対岸は群馬県、関東平野のまっただ中である。

午後南河原村の隣保館で助役さんやスリッパ組合理事長さんなどからいろいろかがう。村勢要覧のパンフレットでも大特集してあるように、南河原は全国生産量の30%を占めるスリッパの村である。それも1967～68年頃の最盛期には全国生産の60%までも占めたことがある。

村の人口は3,900人、850地帯で横ばい状態にある。この村の人口の約30%を占める三区は県下でも最大級の部落である。この三区は以前は草履を作っていたが、1954年に国税局に勤めていた人がスリッパを考案し、以来これが地場産業として発展し、南河原村の世帯数の90%までが従事するまでになった。

しかしスリッパ産業の前途は楽観を許さない。それは山形県河北町が追い上げてきているからである。河北町では一貫作業の工場制生産で能率が高い。これに対して南河原は先進地であるだけに外注制が定着していて、群馬県下にも外注先を伸ばしている。それに東京、大阪の間屋に材料、デザインを依存しているので、業者は小規模のままであり大きいところでも従業員は20人までである。あとで役場近くにある村長さん経営の工場を見学させていただいたとき、スリッパ生産の工程のなかに熟練を要するところもあるが、素人眼には、設備、技術水準からみて山形だけでなく途上国からの競争が追ってくるのではという気がした。

こうした情勢は十分に分っていても外注をつづけざるをえないのは土地問題の制約だという。工場を建てようにも土地がないのである。南河原村へ入っての第一印象は、広い平野の中にあるのにどうして家並みがつまっているのだろうかということである。ここに部落のおかれてきた歴史的状況がある。同和対策事業で、下水、道路など地区の環境改善はすすんでいるし、公共施設はおおむね完了したと助役さんはいう。村営住宅もこれまでに140戸建設したし、同和改良住宅も16戸つくっている。

南河原村は1889年に江戸時代の4つの村が合併してできた村であり、面積5.77km<sup>2</sup>の小さな村である。総面積の72%までが農用地として利用されている

水稲単作地であり、世帯数の60％が農家とあるが、専業農家は少ない。1954年の町村合併促進法施行の際、「隣接市との合併も検討されましたが、村民の意志により合併せず」とある。熊谷市か行田市に合併する話は住民投票できなかったことはたしかであるが、それには隣接市側の住民の反応はどうだったのだろうか。部落問題はかかわりを持たなかったといいきれんであろうか。

#### (4) 神川町、児玉町にて

7月23日の朝9時に県連事務局長の小野寺さんが運転してくれるバスで宿舎を出る。広い水田地帯を車は西北に向って走る。ここは部落です。ここも部落ですよと小野寺さんがいわれる。中山道ぞいに小規模な部落が点在している。まえに群馬県の高崎から北上したときもそうであったが、このあたりも大きな樺の屋敷林がつづいていて昔の街道のおもかげを残している。やがて新幹線を横ぎって台地のほうに入る。関越自動車道ぞいに日立金属、チバガイギーなどの新しい工場のある広大な工業団地のそばを通る。農村地帯は急速に変貌しつつある。

やがて水田地帯は終り、丘陵地帯にさしかかったところで車は停る。神川町で観葉植物を栽培している青柳園芸を訪ねる。立派な鉄骨作りの大きなハウスである。仕事の手を休め説明してもらった町田さんはまだ30才台の人である。この仕事は11年まえから始め、現在は組合員7人で総計5,000坪のハウスを経営している。経験もなく見たたり聞いたりしてベンジャミン、ホンコンカボックス、ブーゲンビリアなどを作っており、出荷はハウスの坪当たり3万円を目標にしている。市場は70％が県内で東京が残りの30％である。お客は花の小売店ではなく貸鉢屋である。沖縄などの産地が急速に伸びてきているが競争力には自信がある。設備投資は坪当たり8万円かかり大変だが、同対事業で金利3％で借りられて助かる。長期資金を除いて短期運転資金はもう返済したという。説明を聞いていてこの人の考え方のしっかりしているのに感心する。売り上げ目標、コスト、技術などよく考えている。この人は解放同盟の運動にも熱心であるとのことである。

この地区は案内して下さっている県連書記次長の町田さんの出身地である。100戸の集落のうちの86戸が部落である。町田さんの家は敷地も広く歴史も古

い。古い位牌では慶長4年（1599年）のがある。伝えによると自分の家は兄のほうで、弟のほうは里へ降りていった。不思議なのはその弟のほうは部落ではないことである。それはさておき、町田さんの話では、このあたりはずっと松林であってキノコがよく採れた。子どもの頃は朝キノコを集めてくると5銭や10銭はかんたんに稼げたものである。またつい1964年頃まではこの地区で屋根瓦の家は3戸しかなかった。いまはどの家も立派になったし、地区内の道路はすべて4メートルにした。クルマをみんな持つようになったので道路の拡幅に関しては反対はなかった。

その整備された道を通して神川町立青柳保育所を訪ねる。0～5才児がいて、給食の時間にいきなりやってきたわれわれを大歓迎してくれる。手を振り、飛び回る幼児たちの元気のよいこと。保育所の隣りに教育集会所があり、丁度夏休みに入った学童たちが集まっていた。学童保育をしている先生の給料は、保護者たちが費用を負担している。保育所の保母さんも地区出身の人が何人もいるという。保育所の反対側は、小公園とゲートボール場になっている。町田さんが、この保育所のところは池だったのを、土地の転用許可の出ない段階で強引に埋め立てたこと、はじめは池がかりのところから文句が出たが他の用水から水をもってきたのでおさまったことなど、施設建設にまつわる苦労話をされる。

ただすべてがうまくいっているわけではない。教育集会所の敷地の道路よりにある2階建の建物には“休業”と書いてある。縫製工場を誘致したけれども失敗に終わったとのことであった。

午後になって児玉町に入る。町の中心部にある隣保館で町の同対課長はじめ多くの方々と懇談する。同対課長の説明によれば、児玉町は県の西北部にあり、面積52.3㎢の純農村である。麦、米、養蚕、園芸が主である。人口は約2万人、同和人口はその13%を占めている。この町は昔、塙保己一の生まれたこともあり1959年に身障者厚生館を設置し、1974年には人権尊重の宣言を出した。町にとって大きな変化は1980年の関越自動車道の開通で、これにより東京へはトラックで1時間になった。

さてここには部落産業として瓦製造業がある。瓦製造組合の理事長さんから

説明していただく。瓦の製造が児玉町で始まったのは30年まえからである。原料の土は近所の田んぼからとる。1970年頃から製造が機械化され、1972、3年の住宅建設ブームに乗り1975年までが最盛期であった。その頃は100社、2500人もあったのが1977年には43社、450人、35億円の出荷額に下がり、1987年には16社、169人、17億円に落ちている。大きい業者で従業員20人、売り上げ4.8億円、小さいのは家族経営で売上高も800万円～1,000万円くらいのものである。

瓦製造は児玉町だけでなく県下にも6組合あり深谷市が一番大きい。しかし埼玉の瓦は三州瓦の低価格売り込みに敗れたのである。われわれのためにわざわざ旅先から帰って来られたTさんの工場を見せてもらい、また話を聞かせてもらう。Tさんによると児玉対三州といわれたが、こちらには経営能力がなかった。また三州のほうは国立、県立の窯業試験場があり凍らない瓦をつくった。生産数も三州のほうはるかに高い。

Tさんの工場のある地区は八高線の東側にあって約300戸ある。戦前はほとんど小作人であったのが農地改革で自作になった。したがって自分の土地から自由に土を採ることができるようになったのである。何といても農地改革のおかげであるとTさんは力説される。Tさんはしかしこのままではあぶないと心配し、自分のところも息子さんにゆずって新しい感覚に期待をかけている。

近くを見渡すと、土を採った路地へまた廃棄物を入れているところがある。列車の時間の関係でここでお別れする。

大阪市大同和問題研究室として関東の地を訪ねたのは、1983年7月の栃木、1986年7月の群馬につづいて3回目である。群馬ではジラード事件、世良田の焼打ち、桐生の地区指定拒否のことなどで、今なお部落のおかれているきびしさを学んだ。埼玉は事情がちがうようである。県の説明では農地は1戸当たり平均70アール持っているし、生活保護率は低く、高校進学率もほぼ90%である。環境改善事業はたしかに進んでいるようだし、それに埼玉では自力でつくりあげてきた各地区の産業がある。バイク輸出も瓦も観葉植物もそれぞれ変動は激しいけれども、しっかりした業者が成長してきている。

とはいえ話をうかがっていると、どこでもきびしかった過去の姿がみえてく

る。埼玉の部落が昔から農地を持っていたのではない。農地改革の結果として自作になったのであり以前はどこも小作であった。貧農の生活を支えていたのは草履作りである。上中条では、近くの沼地から葦を切ってくる、シュロの葉の筋をとることが子どもの毎日の寝るまえの仕事だったこと。姉が嫁いだ先の遠くの親せきの人が来るという親があわてて草履作りをかくしていたのを、子ども心に不審に思っていたが、それは部落であることを親がかくそうとしたことであることが大人になってから分った。神川町でいまは家々が立派でも戦前は瓦屋根の家はほとんどなかったこと等々である。

今はちがう。今は経済力を持ってきた。しかし、バイクにしても、スリッパ、瓦にしてもずっと大丈夫であるとはいきれないような気がする。むろん局外者のわれわれの印象はまちがっていることであろうが、他産地、他国との競争に対抗するには、これからも相当の努力が必要であろう。

最後に将来のことを考えると教育問題は決定的に重要である。高校進学率に差がほとんど無くなっていることはいいことである。しかし大学進学率はどうなのだろうか。県はその実態を承知していない。何も学歴万能ではないが、大学卒が普通になっている社会で大学進学率に大きな格差があることは、仕事の機会、仕事の内容でひどく不利になるおそれが強い。この問題は埼玉県にかぎった問題ではなく全国の部落に共通している問題である。最初にふれた県下の意識調査でも、A調査の同和問題解決策で一番多いのが「十分な教育」であるのだからなおさらである。大学進学率での差の無くなることは重要な目標である。奨学金が「貸与制」になったことがこのことを強く妨げている。大問題である。

## 2. 山梨県の場合

1988年度の後半の現地研修は山梨県で実施した。日時は1989年(平成元年)2月23日から25日までの3日間であり、参加者は村越末男(同和問題研究室)、野口道彦(同和問題研究室)、佐々木信彰(経済学部)、伊藤昌司(法学部)、桂 正孝(文学部)、三輪嘉男(工学部)、宮本 弘(事務局)、佐圓公生(事務局)と山名伸作(商学部)の9人であった。

### (1) 須玉町、明野村にて

1989年2月23日の朝、新大阪を出て名古屋で中央線に乗りかえ、北上していくうちに白く輝く高い山が車窓から眺められる。それでも塩尻にも雪はない。甲斐路に入ると天気が悪く小雨になる。

2時すぎ甲府に着いて駅前の宿舎に入る。部落解放同盟中央本部の岩崎さんが来て下さる。同じく解放同盟山梨県連準備会委員長の脇元さんとY新聞のH記者も一緒になり、われわれはすぐ現地へ向けて出発する。甲府の街を西に抜け、やがて釜無川ぞいに北西に進む。左岸に崖がつづいているのを見ながら道は次第に高くなっていく。川の流れは速く大きな礫がごろごろしている。車が国道から右手へ降りて河原と同じくらいの低いところで停まる。見ただけで洪水にやられそうなところである。どうみても河川敷である。部落の入口には衛生車が何台か置いてあるが、これは部落外の人が入りこんで基地にしているとのことである。小さな家並を北へ抜けたところから堤防兼用と思われる道路があり、左手の集落や道路のある高台につづいている。この堤防道路の横に小さな記念碑があり、1976年にできたとある。この地区の人が負担して自然石にコンクリートを流しこんで造ったものである。

県の北西部の須玉町にある15戸のこのT地区は地区指定を受けていない。解放同盟関東・甲信越地方協議会の資料によると、ここの区長は同和事業は必要ないといい、「一般並み」であると思いきもうとしているようである。しかし狭い敷地の家の裏に小さな墓が数基あるのをみても、墓地さえ持てないこの部落がいかに差別されてきたかは明らかである。甲斐の国といえば武田信玄の治水技術が天下に有名であるが、それではなぜいまになっても急流の釜無川の河川敷に1つの集落が洪水に対して無防備のままにされているのか。しかもなおこのような状況を差別と認めようとしらない人々の意識とはどのようなものなのか。山梨県下の差別のきびしさに深く考えさせられる。

T地区の次は明野村のN地区に行く。須玉町から少し南東に降り、川を渡って左岸に出ると広い畑作地が展開する。中央自動車道を横切ったところの山麓に、北西から南東へ下がる斜面にN地区は立地している。T地区に比べると立地条件は良さそうである。しかし岩崎さんが注意したように、部落の入口のところで2つの小さな谷川が集まっていて水があふれやすいし、全体として部落

の場所はすぐ隣の集落より低くなっている。つまり水害を受けやすいし、湿気も強いのである。意識しなければ気がつかないがよくみれば条件が悪いところなのである。部落の入口には古い集会所がある。これはよそから古い建物を解体して持ってきたものである。これでも広くしたという部落のまんなかの道を登っていくと、いまは仕事をしていない鉄工所がある。これはかつて解放運動をしようとした2人の兄弟が始めたのだが、仕事をとってることができず破産したあとだという。部落の山より側の外周を廻ってもとの入口に帰ってくる。歩いてみると、新築した家もあるが廃屋に廃品が積み重ねられたところもあって環境上の問題がありそうである。

今度は反対側の隣の集落との境をみると、部落の道より広くてちゃんと舗装してあるし、さらに集落側の耕地は道より1段高く、側壁もきちんとブロックで固められている。ちがいは実にはっきりしている。この部落のなかでは、10年ほどまえから全日本同和会系の人たちとここは部落ではないと主張する人たちが対立していて相互の反目がひどく、子どもも反対派の子どもから疎外され、それがさらに学校でも差別されるようになっていくという。

ここはまた武田信玄の娘でハンセン氏病になった人が隠れたところで、そのときの従者たちが先祖であるとの伝承があるという。事の真偽は別として、こうしたことが語られることは昔からはっきりとこの部落が差別されてきたことを示しているのであるのに、いぜんとして部落であることを認めようとしない人たちのほうが多いのが現状である。

ここで老人の方が2人、われわれを待っていて下さっていて、昔は草履を作っていたというようなことを少しお聞きしたところで、日も暮れかけて役場との約束の時間におくれていたので、失礼をわびて役場に向かう。車はどんどん高く登って行き5時半頃役場につく。懇談の席では助役は挨拶だけで次の会合へ、残された民生課長が1人で対応して下さる。明野村は秩父山系の茅ヶ岳山麓の西南面に展開する扇状の緩傾斜地帯にあり、人口は5,000人弱の純農村である。御多聞に漏れず過疎地域で、3つの村が合併して明野村になった1955年には6,000人あった人口が、1時は4,500人にまで減少し最近少し回復してきているところである。村内には従業者数50人以上の工場は1つしかないし、65才

以上の人口比率が22%もあるので今後も樂觀できないがリゾート開発に希望を持っているという。

さて民生課長の説明では、部落の戸数は36戸、人口は130人、戸数はここ10年間変わっていない。部落の仕事は農業で水田を平均30～40アール所有していて村平均並である。ただ畑はあまり持っていない。同和対策事業としては1980年から住宅資金貸付をしていて、1988年現在で21件、うち新築が10件である。ほかには県商工資金貸付が12世帯、44件あるのと出産助成、小・中入学支度金、保育児援助費がある。しかし明野村としての独自の同和事業は何もしていない。それは村は毎年予算を組むときには村内各地域の要望を聞いているのであって、N地区からはとくに要望がないからだと言長は説明する。たしかに道路の拡張では、用地買収ができなくてやらなかったことはある。地区内に対立があったが1980年には全体を地区指定した。しかし生活保護世帯はゼロだし、現在これといった問題はない。だから村としての地区に対する特別な計画はないというのが行政の見解である。

それでは村議会でも問題になることはないのかと聞くと、住宅貸付金を返済しない人がいてそのことで追求されて困っていると、人のよさそうな課長は困惑の表情をみせる。課長にしてみれば、突然やってきたわれわれに同和事業のことをきかれても何もしていないのであるから答えようもないのである。もう窓の外はまっ暗である。役場の職員もいないしストーブの火も時間が過ぎたので消えている。問題はないとするのはたてまえであって、部落のことはみんなが知っていて差別していることもよく分かっている。しかしこのことに表だってふれたくない、というのが課長の思いであろう。われわれもこの課長を困らせることが目的でもないし、時間外でもあるので早々に切りあげて甲府へ帰る。

## (2) 一宮町、勝沼町にて

24日は朝から雨、前夜の天気予報では雪になるかも知れないとのことであった。車は昨日と反対に甲府から東へ向う。天気がよければ富士山も見え、これから行く勝沼一帯の扇状地に展開するブトー畑地帯が眺められる筈であるのに、視界が悪く遠望がきかない。昭和天皇の大喪の日なので店はほとんど休んでいる。半旗を出しているのは商店街で協定したと思われるところだけである。車

は笛吹川の右岸堤防に出る。昨日の釜無川とちがって河川改修が終わったのであろうか、護岸はみごとである。左岸に渡ってやはり堤防ぞいの一宮町、T地区につく。

1965年で43戸、現在は51戸、100人のこの部落は地区指定されていない。部落は真中に道路があって両側に家が並んでいる。道路は広いが、用水路が通っているところ以外には側溝はない。歩いていると無人のYさんの家がある。Yさんは鎌倉市長になり神奈川県選出の国会議員にもなった人である。郷土を愛したこの人は家を手入れして残していたが、しかし生前この地へは帰らなかったという。いわゆる立身出世した部落出身者が生涯故郷へ帰らなかったという話を聞くことがあるが、この人もまたどんな思いを持ちつづけていたのであろうか。歩いていると戦前の融和事業でできた集会所が現在は人が住んでいる家になっているのがみえる。

T地区は昨日みた須玉町T地区とちがって立派な護岸に守られていて水害の恐れはなさそうである。しかしそれは現在のことであって、もともとは河川の自然堤防の上ではなくその外側の低湿地のところであった。そのため1907年の大水害のときは水没しているし、第2次大戦後の伊勢湾台風の時も家が埋まりそうになった。部落の立地はこういうものである。

われわれは部落の東のほうのKさん宅にお邪魔していろいろ話をしてもらう。それによると、1930年代に融和事業がなされ、部落のまんなかの道はそのときにできた。この部落の人は向上心が強く子どもに教育をつけさせている。仕事は雑業といってよく時代に応じて内容が変わってきている。戦後は兎を買ってきて皮をなめす人がいた。いまでも業者がいて福岡ナンバーのトラックが兎を買いに来る。また果物をトラックに積んで静岡方面へ行商に行く人がいるし、婦人は川原で砂の選別作業をしたりしていた。

ここが同和地区に指定されていない理由は、よそからお嫁に来た人などの反対や、まえの町長が拒否したことによる。部落のなかに新築の家があるのは、その人が甲府市内の地区に転出しそこで1年以上居住したことで住宅資金借入の資格を得るという方法を利用して建てたことによる。部落の要求としては仕事の保障が強い。庭先に果樹を作っているといっても知れている。仕事はいま

も雑業である。安定した仕事が欲しいことは痛切である。差別はないとし、寝た子を起こすな意識も強いが、差別されてきたのは事実である。例えば部落の人の墓地は寺のなかにはないし、寺へは正門からは入れず脇門からだし、部落の葬儀には別の道具を使っていた。現在で深刻なのは30才台から50才台にかけて15人もの男子が独身であることである。よそから嫁に来てくれないのである。部落外に嫁に行った人は、用事があるときは親を道に呼び出して車を止め、そこで話をし家へは立ち寄らずに帰ってしまうという。差別の実状はひどいものである。

小雨の中をもう一度引きかえすと、堤防と道が合流するところに小さいゲートボール場がある。近くには夜間照明設備のある有料のゲートボール場があっても、金のない部落の老人は利用できない。見かねて部落の人が自分の土地を提供して整地したのがこのゲートボール場である。半ばこわれた椅子が周囲に置いてあるだけの小さな場所で、老人たちは仲間うちの楽しみを持っている。Kさんはいう。自分の家は戦前は小作であって土地は無く、親からは何ももらえなかった。いまこうして家を建てている。子どもには何とか残してやりたいと。

このT地区に悪質な差別事件が起きたのは昨年（1988年）の7月のことである。42才の男性Oが、部落の工場に勤めている婦人に電話をかけてあそこは部落だからといってやめさせ、そのあとへ自分が入ったのである。このOは富士宮市出身で、部落の人たちから親切にしてもらったのに、あちこちで差別発言をしていたことが明らかになってきた。そのことを聞いた岩崎さんは、部落の人たちの怒りが暴発しないように、Kさんたちと相談して慎重に事をすすめ、8月15日と8月22日にこの差別問題の確認会を開いた。Oは事実を認めて反省文を書き今後の学習を約束したが、9月4日の糾弾会をまえにして逃亡してしまった。それは差別してきたことの全ぼうが明らかになることを恐れたことと、借金苦もあったことらしい。資料によるとOの話からも、この地区周辺部ではごくあたりまえのように差別会話がなされていること、青年層では部落に対して露骨な差別発言がおこなわれているとある。われわれはこの場所に来てこういう話を聞くと、まるで同対法以前のことを聞いているようで、わが

耳を疑うような気にさえなった。Kさんはいままでずいぶんだまされてきたが、岩崎さんが来てはじめてほんとうの親切が分かったという。こうした地道な努力によって、昨年の11月には解放同盟支部が結成されたとのことである。今後の発展を期待してやまない。

一宮町から今度は勝沼町へ向う。登り坂の道の両側に観光農園の看板が並ぶ。勝沼といえば説明するまでもなく日本では最も古いブドーの産地である。どこをみてもブドー畑である。道に車を停めてブドー畑の中へ入っていくと数戸の家が固まっている。ここがM地区であり現在は5戸の小さな部落である。ブドー組合長をしている方に話をきく。この人は借地も含めて70アールのブドー畑を経営している。資材、肥料の購入、出荷はすべて農協を通すとのことであり、近隣とのつきあいはまったく普通であるといわれる。

しかしたった数戸のこの部落の位置は畑の中にあって周辺からは孤立している。あとで聞くと、このブドー組合長の息子さんは差別を受けて自殺し、娘さんはそのことで東京の方へ家出してしまい、組合長もクリスチャンになられたという。痛ましいことである。人の命を奪う差別状況がいまもなお存在しているのである。次の日に県庁で塚原さんが県下の概況を説明して下さったが、そのなかでM地区は昔の甲州街道ぞいであった。戸数もまえば10戸あったが甲府へ転出するなどあって減少したとのことである。

なお一宮町T地区については、その起源は川中島の戦いのときに武田側に捕らえられた人たちの伝があるといわれる。しかし明野村のN地区の伝と同じく、このような説自体が差別の根拠づけに利用されているのではなかろうか。

### (3) 都留市にて

昼食のあと東のほうの都留市へ向う。自動車道の勝沼インターの入口にはバトカーが停っていて検問している。大喪の日で八王子以東は閉鎖している。高速道へ入ると車がほとんど走っていない。異様な感じである。車はすぐ長い笹子トンネルに入る。山梨県は笹子峠を境にして東部の都留地方と、甲府盆地の国中では様子がちがっている。地域的交流も都留は八王子との関係のほうが強いという。車は山あいの狭い谷間を東へ進んでいく。

都留インターを出たわれわれは、商店街を通り抜けて市役所につく。ところ

がこの日は市役所は休みで中へ入れない。出迎えて下さったS市議員、都留市地区労委員長で現在民生委員をされているKさん、それにY新聞H記者とともに、いま来た道を引き返して都留インターのすぐ近くのT地区につく。ここは整然とした道路に、新しい住宅、ゆったりとした敷地の2戸1の改良住宅が並んでいて落ちついた住宅地である。

昨日、今日と訪ねた他地区では何らの事業もなされていないのに、都留市ではどうしてこうもみごとにできたのだろうかと思う。駅からも近くていい場所のようであるが、向い側が高い山であり、部落は切りこんだ深い谷の絶壁の上に押しつめられたところなのだから、もとはひどく条件の悪いところだったのである。町へ行くにも田んぼのなかの細い道しかなかったそうである。

急にやってきたわれわれのために開けていただいた集会所で、S市議とKさんから都留方式の経過を教えてもらう。それによると、はじめ全日本同和会が住宅を建ててやるといってきた。しかしその話がうますぎるので探してみると、どうも同和会の支部をつくろうとしていたようなのはっきり断った。当時の地区の状況は運動団体の組織づくりができるような段階ではなかった。社会党のS市議は、共産党1名のほかはみんな自民党の市会議員のなかに特別委員会を設置した。それが1976年のことであり、小集落地区改良事業で一挙に環境改善を図った。当時の人口は約180人、不良住宅46戸、良住宅はたったの2戸であり、他人の家の庭先を通らねば自分の家に行けないような有様だった。1978年2月に市は事業実施を確認し、79年6月には小集落改良事業が承認された。

事業をすすめるうえでの問題は、家が密集していて土地の境界がよく分からないこと、それに全体として土地が狭いことであった。Kさんが率先して自分の家を売却し、それが現在の集会所の敷地である。また周辺の人々も土地を売ってくれたので8名が地区外へ家を新築した。市の職員も実によくやってくれて、1戸当たり敷地60坪の2戸1の改良住宅18戸が建てられた。地区の横に雇用促進住宅が2棟あるが、その住民が、現在たまたま1戸空いている改良住宅に入りたがっている。

Kさんが強調されたのは、住宅資金を借りる場合の返済計画をしっかりとる

ことで、自身も62才までは毎月数万円を返していくという。このこともあり主人は定職を、奥さんたちも内職したりして昼間にこの地区で遊んでいるものはいないとのことである。

就職のことは、1950年代後半から、この地域へ各種の工場が進出してきたので困難はない。就職のことで差別されたことはないし、Kさんは民生委員としてこの7年間に受けた相談は住宅問題が主であって、結婚、就職については1件もない。差別がまったく無いといえばウソになるだろうが、陰湿なはないと、S市議、Kさんともに断言される。最近は地区内のあいだでの結婚はないし、地区には教員、警官もいる。進学も高校へは全員だし、大学生は現在3人である。

部落の歴史は古いようで、改良事業のときでできた古い墓はどの家のものかわからない。差別戒名はなく、宗派は日蓮宗である。長吏の系統の家があり八王子との関係が強い。戦前は部落に食肉行商、靴屋があったが現在はない。ただし浅草からここに来た人が1人いて、そのつながりで製靴関係の仕事をしている。

こうして地区と市と市議会の3者が協力して、運動団体は排除して進めてきた地区整備はみごとに完成している。地区の人も周辺の人々も差別のことを意識することはないというのが都留市のK地区の姿である。われわれは地区のなかを案内してもらう。いまは広い道が宅地を囲んでるが、昔は崖のふちに密集していただろうことは想像できる。宅地より一段下がったところに古い墓石を集めて整備してある。そのうえの宅地の面の崖のところに白山神社があるが、まえはずっと下にあったのを上げたのだそうである。

同じ山梨県下であるのに、どうしてこうもちがうのかと思いながら車は自動車道を西へ向う。国道140号線で甲府市内に入る。しばらくして小さな川の修理工事がなされているところで車を降りる。川の近くに部落があり、まえは20戸くらいあったのがいまは10戸ぐらいに減少しているとのことである。このあたりは古びた木造アパートが密集していて、それに道も細く入りくんでいて環境は悪い。夕暮れで雨の降っていたこともあってよけいに環境条件のことが気になったのである。

それはさて山梨県下では次のような噂がある。ある部落で、部落の人たちに地区外への分散をすすめる人が、出ていった人たちの跡地を買っている。しかもこの人は、開発が原則として許されない市街化調整区域内の土地を圧力をかけて宅地に変更し、部落から分散していく人たちにも売りつけて巨利を得ているというのである。同和問題を利用して私腹を肥すことが許されている筈はない。仮にも部落をめぐる悪質な地上げ、土地転がしのようなことがあるとすれば、それがどれほど部落解放を妨げていることか。

先ほどみてきたばかりの都留の事例と、夕暮れの雨の中で歩いた甲府市内の地区の様子とのあまりのちがいに、同じ県でありながらどうしてこうもという思いがふたたび胸にせまってくる。

#### (4) 山梨県庁にて

25日は午前10時から県庁で全般的説明を受ける。県側は厚生課同対班の人、教育委員会の学校教育課、社会教育課の人、それに学識経験者の塚原さんが出席し、塚原さんが概況を述べられる。

ふれられたのは、勝沼町M地区、一宮町T地区、明野村N地区、都留市T地区とわれわれが訪ねたところである。これまでに書いたこと以外では、明野村にはN地区のほかにI地区6戸、NG地区6戸がある。N地区は耕地を60～70アール持っていて財産村といわれて誇りを持っていることと、運動の歴史についてである。1925年に水平社の幹部がやってきている。1930年にはN地区の有力者を中心にして約300人が甲府市に集まり水平社支部が結成された。松本治一郎も来た。戦後は1947、8年頃、N地区の1人が東京、広島へ行ってきて解放同盟結成を呼びかけたことがある。1972年にはN地区に5部落の代表が集まったが足並がそろわず、第2回目の会合には2部落のみ、第3回目には2人來ただけで立ち消えになった。現在のN地区はすでにふれたように内部で分裂していて全日本同和会のほうが少数派になっていて、同和会系の人の子どもが多数派のほうの子どもに遊んでももらえず、学校でも差別されている状況にある。また都留市のT地区は、400年まえに鳥居氏が城を築いたときの馬屋の場所であって、近隣と隔絶した場所であり生活も困難だった。

さて行政の立場からの現状は、山梨県下で同和地区の指定されているのは6

市町村の6地区のみであり、対象地区の人口も350人でしかない。1963年の総理府調査では18市町村、26地区と報告されているのである。行政としてはこの理由を地元からの地区指定の要望がないからと解釈している。しかし県としては、同対事業に関しての最後の法律である地財特別法の期限が1992年3月末まででしかないこともあり、地区を有する市町村との話し合いをしようと考えているという。

県の同和問題への取りくみはおそくて不十分である。たいていの県が同対法が施行された頃には同和対策審議会を設置して長期的な総合計画を定めたのに対し、山梨県では県にも市町村にもこの種の審議会がおかれていない。各部局にわたる同和関係業務の連絡、調整と、事業での窓口になる同和対策班が厚生援護課内にできたのが1979年のことである。説明ではそれ以来の10年間に投じられた同対事業費は約100億円である。その内訳は物的事業は約10億円で、そのほとんどは都留市T地区の小集落改良事業とそれに伴う事業であり、あとの90億円は住宅資金などの個人対象貸付などである。県単事業としてあげられた項目もみな個人対象である。

教育委員会の説明でも、啓発活動が隣りの長野県に比べてもおくれている。それは県民にこの問題にふれてもらいたくない気があるからという。では差別意識はないかという結婚問題では潜在的にあるという。学校教育では同和教育はしていないし、同和教育研究指定校の希望もない。こういう状態なので同和教育についての加配教員もない。高校、大学の実態調査はしていない。奨学資金での人数が分かるだけである。

おおよそ以上のようなことで、県として同和地区の状況や施策についての資料も整備されていないようである。

しかし塚原さんのお話でも、県下の教員の取りくみ方は不十分といわれるし、また周辺にも差別意識がないといわれる都留市でも、1950年代後半には新聞記者が交通事故の記事で同和部落だからと書いて糾弾を受けたことがある。山梨県では対策を実施する必要がないのではない。都留市以外では何の環境改善もなされていないし、差別事件は一宮町T地区の例のように現在でも起きているのである。

解放運動もほとんどない。1976年石和町で全日本同和会が発足した。1986年に全国自由同和会ができたが、このほうは内部紛争を起こして本部から活動中断措置を受けている。部落解放同盟は地道な努力で1988年10月にやっと準備会を結成したばかりでまだまだである。

東日本部落解放研究所の山梨県被差別部落予備調査報告第1報（1988年10月）には、一宮町T地区出身で現在甲府市内に居住している2人の姉妹からのくわしい聞きとり調査がのせられている。31才の妹と41才の姉は、子どものときに差別されたこと、家が貧しかったこと、結婚のときの悩み、結婚してからも隠してきたことなど、子どもにいつごろ話そうかと思案していることなどを打ちあけている。同じ苦しみを持っている人が県下にどのくらいいることだろうか。山梨県下の未指定地区の人たちも加わって解放への途をすすめるよう心より希望する。

### 3. 新潟県の場合

新潟県での現地研修は、1989年（平成元年）7月12日から7月14日までの3日間であった。参加者は村越末男（同和問題研究室）、野口道彦（同和問題研究室）、佐々木信彰（経済学部）、桂 正孝（文学部）、三輪嘉男（工学部）、宮本 弘（事務局）、佐圓公生（事務局）と山名伸作（商学部）の8人であった。

#### (1) 新発田市にて

7月12日の午ごろ新潟に着いたわれわれは、山梨県での現地研修のとき案内していただいた解放同盟中央本部のオルグの岩崎さんと会う。今回もまた岩崎さんが自らマイクロバスを運転して途々いろいろこの地の状況を説明しながら現地へわれわれをつれて行ってくれる。甲信越、東北と広いそしてほとんどが未組織の、つまりきびしい差別の風土の下でひたすら耐えに耐えている被差別部落の人々に語りかけ、具体的な方法を示して問題解決に努力しているこの人は滅法忙しい人である。そういう人をわずらわすことはまことに恐縮であるが、それだけにわれわれの研修にとってはありがたいことであった。

午後の予定地が新発田市であり、地図を見ると途中に市島邸があるので、私

の希望で岩崎さんに頼んで立ち寄ってもらう。白鳥渡来で有名な瓢湖を過ぎて羽越本線ぞいに北上して行くと、青一色の水田地帯のまっただ中に市島邸がある。明治初年に建てられたかつての千町歩地主の屋敷は敷地 8,000 坪、建坪が 600 坪もある。戦前までは深田で胸までつかって田植えをしていた小作農民とこの豪壮な大地主の邸宅との対照を思い浮かべ、寄生地主制下の社会意識を考えてみる。

車は再び北上して新発田市に入る。城下町であり、戦前は陸軍の連隊の所在地で、いまでも自衛隊のいる人口 8 万人のこのまちは、商店街の人通りも少なくあまり活気を感じない。

車は道路から少し入ったところで停る。住吉教育集会所である。木造 2 階建てのここは驚いたことに地藏堂である。1 階の板の間の正面にお地藏さんが祀つてあるのである。建物の外側にはいくつかの墓がある。

2 階に案内される。行政側から 7 人、高校の先生 6 人、地元の方 2 人が待っていて下さる。解放同盟新潟県連新発田本部婦人部長の H さんの司会で早速いろいろなことをうかがう。まず新潟県下では地区指定されているのが 18 地区、そのうち解放同盟支部のあるのは 6 地区である。しかし県下の被差別部落の数はずっと多い。1935 年には 59 地区、4,300 人との報告もあるが、実際には 2、3 戸の入れると 150 から 300 の部落があるのではないかという。市大の村越教授が挨拶の中で、現在指定されている地区数は 4,600 戸であるが、全国にはなお 1,000 近くの地区が未指定のままにおかれていて、それも東北に集中していると指摘する。新潟県でも部落の 3 分の 2 は下越すなわち県の北部にあるのに、解放運動は上越からであり、下越ではまだまだである。そのなかでは住吉地区は先進的である。1976 年に地区指定をうけ、1981 年に結婚差別事件を契機に解放同盟支部を結成した。いまでも結婚となると問題になる。司会の H さん自身差別されたという。夫の家へはいまでも年に 2、3 回しか行かないとのことである。

40 世帯のこの部落は 30 年まえまでは羽黒町サンマイといわれ、それは墓地を意味していたらしい。そのころお寺にはまだ空地があるのにどうしてここが墓地になっているのか分からないと不思議だったという。H さんは兄で 6 代目

になる自分の家には昔から伝わっている十手があったという。また正月の「門付け」もあったとのこと、職業の変遷はよく分からないがいまの人がおぼえているところでは、戦前に上越の高田の人が来て教えてくれた洋傘修理、それにクルマ時代になってからは自動車解体業が主だった。

地区の道は狭く家の中は日中でも電燈をつけねばならぬ様子であったが、現在の福祉事務所長や高教組の協力もあり、地区指定されてからは、墓地の整備、道路改良、消雪パイプの設置等の環境改善がなされた。仕事の確保については市が不燃物収集を地区に委託しており、その不燃物のうちの再生ルートに乗せられるものの選別のための共同作業所を地区外に市がつくって利用させている。これで地区内に廃品回収物がたまることはなくなった。共同作業所はあとで見せてもらったが、つくったときは市街地の外だったのに最近急速に住宅地化しつつある。共同作業所の横にはかなりの土地が確保しており、新鋭の収集車が置かれている。こうして中高年者は共同作業所での仕事があり、若い人は市内の小さな工場で働いている。

子どもの教育に話に移る。小学校では部落の子どもであることを知っているのは担任の先生だけである。高校生も現在5人いるが、高校では同和教育はなされていない。この会合にも高教組から6人も来られているし、岩崎さんも高教組の指導を評価しているが教育の現場ではまだまだのようである。

下越地方での運動の拠点である住吉支部の活動は活発である。1989年6月10日に開かれた解放同盟新発田住吉支部第8期総会の議案書を見ても、神林闘争をはじめ積極的な運動方針が提出されている。1988年度の活動報告は年間にびっしりと多彩な活動がなされている。教育集会所の利用は、1980年（昭和55年）の（いけ花教室）を始めて以来、いまでは書道、識字、親と子の会、子ども会を毎週開いている。課題は啓発活動を強め、寝た子を起こすのではなく差別と闘い差別を克服していく強い子どもを育てていくことである。

広い下越地方で解放運動の中心として住吉支部の果たしている役割は大きい。不燃物収集委託で仕事の確保もなされている。しかし問題は残っている。生活保護世帯が4世帯ある。比率にして10％というのは新潟県平均からすれば異常に高率である。

## (2) 神林村にて

新発田を出たわれわれは国道7号線をまっすぐに北上する。荒川町を過ぎて荒川を越えたところで東に折れる。川に沿った山麓に民家の密集した部落が見える。ここは神林村の湯の沢部落である。

農村地帯にあるのに約100戸の部落は農地をほとんど持っていない。主な仕事は出稼ぎである。しかしその内容はトビ職やトンネル工といった高度の技能職で、その所得は高く、男たちはそれを送金して家を新改築する。したがって暮らしはよく家々も立派である。われわれは部落の中の道を東へ通り抜け後ろの山に登ってみる。国有地である斜面に小さな畠がいくつもある。農地のない部落の人々が拓いたのである。部落の人が協力して交渉すれば営林署から払い下げを受けられると岩崎さんという。その斜面から見下すと、いまは護岸工事でも立派になされている荒川の流れが真下に見える。部落の仕事は昔この川の渡し守だったという。いつのことであったか船が転覆して死者がでたとき、子どもなら罰せられないだろうと身代わりに出された14、5才の子ども3人が、佐渡に流され終生帰れなかったという哀しい話が伝わっている。この話のように荒川はしばしば荒れる恐ろしい川だったのである。いまは河川改修がなされたし、渡し守の仕事もない。しかしその堤防上の道路に登るには部落からはX字状に折り返さないと入れない。こういうところに差別ははっきりとある。

この湯の沢の環境については東洋大 内田教授の調査報告がある。それによると1967年8月に湯の沢のすぐ下手で荒川が決壊し洪水は旧河道を流れ神林村は大被害をうけた。湯の沢も多くの家屋が浸水したが全・半壊は比較的少なかった。その後の堤防改修で一応安全である。問題は民家が崖に密接していることである。しかも崖からは国有林であってそのためかなり、無理な擁護壁工事となっている。民家は密集しているので日照条件が悪い。住環境整備モデル事業基準による不良住宅率が52.8%であり、道路網が未整備で、接道が不十分な敷地が多い。墓地もガケ地周辺に散在している。

1985年国勢調査では湯の沢地区の人口は394人、世帯数は103である。就業者数166人の産業別構成をみると、神林村全体では27.4%と一番多い農・林・漁業が湯の沢では0%である。湯の沢で多いのは製造業の49.4%、次の

で建設業の23.5%であってどちらも村平均よりずっと高い。これでも分かるように湯の沢は農村にあって農業のない、密集した集落のいわば都市的な感じのするところである。

この湯の沢が全国に有名になったのは同対事業の実施を求めての裁判斗争で勝利したことによってである。部落内にある唯一の公共施設である木造2階建の約150㎡の公会堂は、戦前の融和事業で竹細工の作業所として1939年に建てられたものである。部落のある人がよその同対事業をみてきて老朽化した公会堂を建て直そうとした。100人近くの署名を集めて村当局に要求したが、村は地区指定していないからととりあげなかった。1984年3月末に解放同盟支部が結成されそのときは村の助役も祝辞をのべた。この年の12月に提訴し、1988年1月26日の判決で新潟地方裁判所は、未指定地区であっても同対事業は実施せよとした。このことは全国にテレビ、新聞で大きく報道され、私などは村当局は早速公会堂の再建をしたものばかり思っていた。ところが事実は判決後1年半が過ぎても村当局は「部落の大多数が反対している」、「村議会で公共事業は行なわないという請願を可決している」などと理由づけ、事業を拒み続けているのである。私などには不可解な村当局、村議会の態度であるが、このことは部落差別の社会意識がいかに根強いのか、正当な小さな要求ですらそれを実現させることがいかに困難なことであることを示している。

われわれも湯の沢部落では車を降りて地元の人と話すということはできなかった。村上市の宿舎へ向う途中で、解放同盟湯の沢支部長の小池さんと2人の婦人に話をうかがう。新発田支部のHさんと高教組の先生も同席される。小池さんの話では解放同盟支部ははじめ12戸で出発したが現在は8戸である。この間、小池さんは車のフロントガラスを割られたり、石を投げられたりした。支部員の他の人もいろいろなやがらせを受けている。小池さんはいふ、自分はダンプ屋だからいざとなったら腹を切る覚悟でやっていると。小柄で温和な口調のこの人の顔はそのことが本当であること、しかし絶対に負けないとの固い決意がみなぎっている。

自分のところは部落ではないと思いたい人は多い。湯の沢ではよそから嫁いで来ている人が30人くらいいてその人たちが反対している。トンネル工など

して塵肺にかかり村に帰った人たちも反対している。密集していて婚姻関係で多重に結ばれている部落のなかで、正しいことを主張するがゆえに多数派から陰に陽に妨害される少数者の人たちの苦労はどんなものか察するにあまりある。小池さんは静かにいう、自分たちは乞食ではない、それをモノとり運動にみられていると。それでは多数派のいうように差別はないのか。病院の待合室でも、湯の沢から来ているというそれまで話をしていた隣の人が急に話をしなくなるという。差別ははっきりしている。

東日本部落解放研究所による 1989 年 2 月 12 日の聞き取り調査で、S さん（59 才、女）は、子供のころ「タイシ」「おっぼうダイシ」と言われたこと。息子さんは K 市の工場に勤めていて恋愛結婚し、今は帰ってきて地元で勤めている。S さんは同盟員なので、中傷の手紙が家はもちろん嫁の勤め先にも行った。しかし嫁は動揺しなかった。自分はだれからどういわれようと気にしませんと S さんは語っている。

7 月 13 日の午後われわれは神林村役場を訪ねた。水田地帯のまんなかに真新しい役場の庁舎がありなかはゆったりとしている。同じ敷地に公共施設がいくつもあり、その 1 つの建物の 2 階和室大広間に案内される。

役場場から同和担当の福祉課長と教育委員会社会教育係長が出席される。福祉課長が主に説明される。1983 年 8 月頃から問題がでてきた。翌 84 年（昭和 59 年）3 月 31 日の解放同盟支部結成のときは出席した。同年 4 月 1 日から福祉課長になった。この年の連休のころ支部から公会堂建設の陳情書が村長へ出された。するとまもなく地区から事業をするなと村長へ申し入れてきた。同年 9 月、村長は地区の反対派代表に話したが月末までに何の返事もなく、反対派は議会に事業反対の請願を出し議会も全会一致でそれを採択した。その後解放同盟支部から資金借入申請してきたが、県の指導で未指定地区なので却下した。村長はやる気があったと思う。だから反対派は議会へ請願したのではないか。裁判の判決の受取り方としては、中小企業振興資金は県単事業で対象地区の規定がないのでやればよいと思っている。88 年 6 月からは運転免許、入学支度金、墓地整備に着手している。88 年末で、中小事業資金借入れが 1 件ある。村としては反対派を時間をかけて説得したいと考えている。

国有林払い下げのことも話になり、74人も貸与されているのだから村が交渉当事者になれば実現するのではないかとの間に、地区の代表がその必要なしというという。集会所建設について課長は地財特法では未指定だったところではできないと聞いているという。

30年以上も役場において地元のことはすみずみまで知りつくしている課長は、湯の沢が被差別部落ではないとはいきれないと認めている。しかしこの人は自分は地区の区長、解放同盟支部のどちらからも信用されなくなり苦しいという。われわれもこの課長の悩みはよく分かる。おくれてきた教育長は約束の30分間を少し超過したところで別の会合に行ってしまう。この人は学校で子どもの差別はない。人権擁護委員が他村より多い。先生方に同和教育をやるようにいってあるという。しかし子どもに同和教育はしていない。被差別部落があることは知っている。結婚に関しては差別があるが、現在は差別意識はうすくなっているという。進学率の差もないというが大学進学率はデータがないとのこと。この人は問題に直面したくないようである。

### (3) 村上市ほかにて

村上市も城下町であり鮭漁で有名な三面川でよく知られている。7月13日の午前、その三面川の左岸のⅠ町を訪ねる。堤防の下に密集しているこの町には歩いてみると土建業が多い。ここは地区指定されていない。人権擁護委員のYさん宅へお邪魔する。元中学校長だったこの人はゆっくりと適切に説明して下さる。村上は土族町と町人町に分かれていて学校が一緒になったのは第2次大戦後だというから驚く。このことから察せられるように村上の風土は古い。そういうなかでは部落の人自体がふれたがらない雰囲気強い。このⅠ町もそうである。ここでは年配の人は土建業が多く若い人は公務員志望が強い。最近では村上市にも工場が進出してきて働き口がふえている。Ⅰ町には鮭とり、鮎とりの上手な人が多い。すぐ後ろの堤防に上ってみると鮎を釣っている人の姿がみられる。

ところが三面川の漁業権はずっと土族のものだった。解放されたのはこれも戦後の漁業制度改革によってである。土族の特権が保持されてきた村上ではどの部落も未指定なのはうなずける。芸能としての「大黒舞」はⅠ町に3、4人

上手な人がいた。これは山形のほうから伝わったという。この芸能も発生的には「門付け」と思われていて、もう伝える人はいない。Yさんは人権擁護委員としてよく講演を頼まれるが部落問題だけをとりあげることはしない。Yさんは今後の問題として部落の人がもっと勉強意欲を持ってほしいといわれる。

われわれは三面川を渡って右岸を西に進み海岸に出る。山がすぐ後ろに迫った40戸のこの部落も未指定である。外航船の乗組員が多くそのため婦人消防隊がしっかりしているという。部落のなかを歩いてみる。急斜面の保全工事がなされている。三面川の川ぞいにこのように点々と部落がある。湯の沢もそうであるように、新潟県下の部落は川筋にあるのが多いという。

三面川の河口から車は海岸に沿って南下する。瀬波温泉で一休みする。洋上はるかに粟島を見る。夏の日本海は静かで冬の日の強風と荒波は実感しにくい。岩船港を過ぎて広大な砂丘林の中を南下する。やがて荒川右岸の河口近くの集落に入る、商店のある広い道が急に狭くなり、曲がり、登り坂になる。車を降りて家々の間を通り抜けると砂丘の突端である。板の垣で砂を防いでいるが冬は大変だろう。ここもSという部落である。道が狭くて消防車が入れないので、その対策として融雪パイプを敷設したのだそうである。砂丘の突端に位置しているからといって漁業に従事しているわけではない。ひっそりとしていて人の往来もない。

車は荒川を渡り荒川左岸河口のM浜というところに入る。ここは集落が海岸に平行に展開している。2本の道路があり海岸側のは広く、もう1本の平行道路は狭い。狭いほうが部落の道路である。道巾がちがうのである。

M浜を過ぎると砂丘の上ののった巾広い防風林の中につけられた新しい国道345号線を南下していく。三重塔があり国宝もあるという歴史の古い大きな乙宝寺にくる。乙宝寺の前面の集落のなかで車を降りる。小さな川が流れていて橋のかかっているところである。岩崎さんが側溝のふたの色を注意する。そこまでふたの色がかなり黒ずんでいるのにここで急に白くなる。このことはこのコンクリートのふたがつい最近つけられたということを示している。

ここは10戸ほどの小さなK部落である。解放同盟支部長の家へお邪魔する。小柄でいかにも人のよさそうな支部長が話をされる。数年前から道路工事が周

辺でなされたが、部落のところでびたりととまっていた。それにこの工事については町当局からは何の連絡もなかった。ところが驚いたことには周辺の道路改良工事は同和対策事業だったのである。町当局は同対事業として補助金をとってきて、かんじんの部落には何も知らせず部落周辺の工事をしながら部落だけは除外していたのである。唾然として言うすべを知らない。しかも中条町には4つの部落があり、そのどの部落のところでも同和対策事業として道路工事がなされ、部落のところはほんのつけたりとされているのである。4つの部落周辺の工事費の総計は7億円である。町当局が同対事業費を悪用したのである。部落も含めて工事をしたといっても、それでは部落の人が何の連絡もなかったというのにちゃんと答えられるであろうか。時間的にはこのあとで神林村を訪ねたのであるが、こういう例をみると下越地方というところはどんなところかまことにひどいものである。

K部落は集落全体が240戸あるうちの10戸の部落である。支部長の話では乙宝寺の寺守りをしていた。また竹細工をしたり、人力車の仕事もしていた。川原の砂利取りもあった。いまは雑業であるという。数の上で圧倒的に少数であるために発言力がなかったであろう。そのうえ被差別部落としてことごとくに抑圧されてきたのであろう。それにしてもくりかえすが、このような同対事業費の不正使用は許されてよい筈がない。中条町はアメリカの大学の分校を誘致して話題になっている町である。国際交流をすすめていることは大いに結構である。しかし足元での差別体質をそのままにしておいてよいものであろうか。

われわれは再び北上して神林村の役場を訪ねたのである。

#### (4) 新潟県庁にて

7月14日の朝村上市内の宿舎を出たわれわれは、昨年と同じコースの海岸ぞいの国道を一路南下する。新潟市が近づくにつれて車の量も増えてくる。広大な新潟東工業団地を通り、阿賀野川を越え、やがて昭和60年竣工した18階建の新潟県庁につく。まさに現代の城である。

10時20分から懇談する。県のほうからは民生部社会福祉課の担当係長、主事、教育委員会の教育指導係長、社会教育課主事、高校教育課指導主事などの方々が出席される。

話題のなかに当然神林村問題がでてくる。県とすれば判決後は県単事業を実施しているし、国のほうへも協議している。神林村への指導はしていて、県と村、解放同盟の3者会合を行なっているという。しかし「地区指定」の問題は地区内のコンセンサスが得られないためできないとする。神林村の問題に関して県も努力しているのであろうが、現在までのところ問題は解決されていない。

さていただいた県の資料によると、新潟県では1970年に県同和対策推進連絡会議を設置し、73年には同和対策長期総合計画策定の概要を作成、1980年に同和対策総合計画を策定したとある。1都2府33県10市で構成している全日本同和対策協議会に1976年から加入し関東ブロックに所属している。1978年度から同和対策推進事業委託を始め、地域改善啓発事業も始めている。住宅資金補助や墓地整備補助は昭和50年度から実施している。

地区の概況は、指定地区は1975年で12市町村18地区、269世帯、1051人、混住率10.1%、地区当たり14.9世帯とある。このように少数点在型であり、県下で大きい地区は上越市の60世帯、次いで新発田市の30世帯と説明する。しかしこれは事実とはほど遠く、本当の部落の数は把握してしないと県も認めている。しかも指定18地区のうち2地区については同和事業を実施していない。

県の方針としては啓発を根強くやりたい。全市町村へ啓発パンフレットを配布するとともに、民間企業で就職差別のないよう企業の推進委員を集めてパンフを無償配布している。教育委員会の方も、1978年に制定し、82年、87年に一部改正した同和教育基本方針に則って、まず教員への指導が大事と考えていると説明される。しかしその人自身が隣県長野県に比べて不十分という。

教育の問題については市大の桂教授が、新潟県は大学進学率が県全体として全国都道府県で最低水準であるのはなぜかと質問する。このことは県議会でも問題になったそうである。大学進学率を問題にするのは次世代のことが気になるからである。県下の同和地区での大学進学率の実態は行政は把握していない。ただ非常に低いことはまちがいない。

県の説明を一通りうかがっても、新潟県では同和問題については寝た子を起こすあの空気が強いし、一般の人はあまり関心がなさそうである。学校教育で

同和問題がほとんどとりあげられていない。高教組の少数の方は熱心であっても圧倒的多数の教員はとりくもうとはしていない。むろん問題のないところで問題を起すことはできない。しかし県内に未指定地区が多数あることは県自身が認めているところである。神林村のように裁判所で判決がでて1年半以上すぎてなお同対事業、それもささやかな地区集会所の建設がなぜできないのだろうか。一般の人が部落問題に関心がないのではない。みんなよく知っているのである。自分のところは部落ではないと思いこもうとしても、周辺の人にははっきりと差別しているのである。われわれが訪ねたのは数カ所でしかないが、話の中にでてくる通婚関係は、地区外からといわれるなかに遠くの部落からのことであることがある。結婚差別はつづいている。新発田のHさんは、遊びはいいが結婚するなといわれたという。新発田市のように仕事確保も含めて各種事業が実施されているところもあるが、未指定のところはもちろん同対事業がなされることはない。事業をしても中條町のように当事者に知らせず周辺で事業をすすめ、最後に申し訳のようにしたとはどういうことなのだろうか。K部落のように240戸のうちの10戸の場合、10戸以外の人たちは、自分たちのところの道路が改善されたのが同対事業であったことを知っているのであろうか。知っているとするれば悪質であるし、知らないとはいえないのではないか。少なくとも工事に関しては町当局は議会で内容を説明している筈である。議員たちが知らなかったと逃げきすることはできない。

われわれは1989年2月の山梨県での現地研修のときも、未指定地区の環境の不良、またそういうところでは現在も露骨な差別事件が発生していることを知らされた。まえに訪ねた群馬県桐生市でも市長が地区指定をしようとしないうし、そこではやはり結婚差別事件のある事を知った。表向き部落はない、差別は消えているというところが実はそうではないことが多い。

1980年に出版された解放新聞社編『被差別部落 東日本編』に新潟県上越市と小千谷市のことがのっている。上越市の西村は靴職人の町だった。それが靴製造の機械化で職を奪われ、廃品回収業になったAさんのこと、靴職人から塗装工になったDさん、東日本の部落解放研修会で自信をもったCさん、差別のきびしさを語るEさんのことがのっている。山あいにある小千谷市には大き

いので40戸、小さいので2戸の5つの部落がある。農村地帯なのに農地がなく行商と廃品回収その他の雑業で生活を支えている。結婚差別のこと就職差別のことが実例であげられている。部落のなかでの市営住宅の劣悪さも書いてある。それに部落の土地の大部分を所有しているのは高名な芸術院会員の詩人の家だという。

この本が出たのは10年まえのことである。この間に新潟県下の同和問題はどれくらい変わったであろうか。この本に記してある地区数、世帯数、人口数は今回県庁でもらった資料の数字と同じである。

われわれは神林村の問題が1日も早く解決し、上越でも中越でも下越でもさらに佐渡も含めて少なくとも100以上ある県下の部落の解放が実現するよう心から願う。